

商工会議所法に基づく浜松市長の処分に係る審査基準及び処分の基準について

平成22年4月1日制定
平成27年4月1日一部改正

商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

（1）「商工会議所法（以下「法」という。）」第7条第2項の規定に基づく特定商工業者の該当基準引上げの認可

以下の項目について審査するものとする。

法施行規則第2条の規定に従った手続きが適正になされていること。

特定商工業者の該当基準の引上げの理由が適正なものであること。

（2）法第10条第2項の規定に基づく商工業者法定台帳の作成期間の延長の許可

以下の項目について審査するものとする。

法第10条第2項の規定に従った手続きが適正になされていること。

法施行規則第3条の規定に従った手続きが適正になされていること。

期間延長を必要とする理由が必要最小限の範囲内で適正なものであること。

（3）法第12条第1項の規定に基づく負担金賦課の認可

以下の項目について審査するものとする。

商工会議所法施行令第4条のとおりとする。

法第12条の規定に従った手続きが適正になされていること。

法施行令第4条及び第5条の規定に従った手続きが適正になされていること。

法施行規則第4条の規定に従った手続きが適正になされていること。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
法第7条第2項の規定に基づく特定商工業者の該当基準の引上げの認可	14日
法第10条第2項の規定に基づく法定台帳作成期間延長の許可	14日
法第12条第1項の規定に基づく負担金賦課の認可	14日

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1) 法第59条第1項の規定に基づく商工会議所の業務の一部の停止

以下の項目について審査するものとする。

商工会議所の運営が法、法の規定に基づく命令及び定款に違反もしくは著しく不当であると認められるかどうか。